

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
放送システム委員会（第 81 回） 議事概要（案）

1 日時

令和 6 年 7 月 29 日（月） 15:30～15:47

2 場所

WEB 会議での開催

3 議題

- （1） 前回議事概要の確認について
- （2） 放送法第 20 条の 3 第 1 項に規定する配信用設備に係る技術的条件について
- （3） 放送システム委員会運営方針の改定について
- （4） NHK 配信用設備作業班の設置について
- （5） その他

4 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】 伊丹主査（東京理科大学）、甲藤主査代理（早稲田大学）、  
高田委員（東京工業大学）、井家上専門委員（明治大学）、  
岩崎専門委員（東京農工大学）、上園専門委員（日本ケーブルラボ）、  
大槻専門委員（慶應義塾大学）、児玉専門委員（電波産業会）、  
後藤専門委員（NICT）、関根専門委員（明治大学）  
丹専門委員（北陸先端科学技術大学院大学）、山田専門委員（関西学院大学）

【事務局】 総務省情報流通行政局放送技術課（村上課長、田野課長補佐）

5 配付資料

資料 81-1 放送システム委員会（第 80 回）議事概要（案）

資料 81-2 「放送法第 20 条の 3 第 1 項に規定する配信用設備に係る技術的条件」  
【令和 6 年 7 月 2 日付け諮問第 2047 号】資料

資料 81-3 放送システム委員会運営方針

資料 81-4 NHK 配信用設備作業班の設置について

資料 81-5 「放送法第 20 条の 3 第 1 項に規定する配信用設備に係る技術的条件」  
調査スケジュール（案）

参考資料 81-1 情報通信技術分科会 放送システム委員会 構成員一覧

6 議事概要

議事次第に沿って検討が行われた。議事概要は以下のとおり。

- （1） 前回議事概要の確認について

前回議事概要（案）（資料 81－1）が承認された。

（2）放送法第 20 条の 3 第 1 項に規定する配信用設備に係る技術的条件について

伊丹主査より、情報通信審議会に対して、放送法第 20 条の 3 第 1 項に規定する配信用設備に係る技術的条件について、総務大臣より諮問があり、情報通信審議会技術分科会に付託され、放送システム委員会にて調査研究を行うこととなった旨、報告があった後、事務局より、資料 81－2 に基づき、本諮問内容について、説明が行われ、以下のとおり発言があった。

（上園委員）配信業務に関わる設備について、他者と共用する設備の利用も想定される。その場合他者の利用への影響も考慮して検討を進める必要がある旨、コメントさせていただく。

（3）放送システム委員会運営方針の改定について

事務局より、資料 81－3 に基づき、放送システム委員会の運営方針の改定について説明があった後、案のとおり改定することが承認された。

（4）NHK 配信用設備作業班の設置について

事務局より、資料 81－4 に基づき、NHK 配信用設備作業班の設置について説明があった後、案のとおり設置することが承認された。

（5）その他

事務局より、次回の委員会の開催日程は別途調整する旨の連絡があった。

（以上）